

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、公表する。

記

(単位：％)

健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	1 5 . 0	2 0 . 0
連結実質赤字比率	—	2 0 . 0	3 0 . 0
実質公債費比率	8 . 7	2 5 . 0	3 5 . 0
将来負担比率	—	3 5 0 . 0	

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合「—」と表示。

資金不足比率		経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	2 0 . 0
集落排水事業特別会計	—	2 0 . 0

※資金不足がなく、資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示。